

議案第 4 6 号参考資料 1

○専決処分をした条例の改正理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 0 号）の施行に伴い，国会議員の選挙等の執行経費に準拠し，次に行われる選挙から選挙長等の報酬額を改める必要があることから改正したものです。